

村里部

愛甲郡卷之二

毛利庄

愛甲村 阿伊加 布牟良 江戸ヨリ十四里余。片平郷ト唱フ東西十

六町半南北六町半 東大住郡酒井下津古久二村、南上落合石田 高森三村、西当郡小野村、北長谷船子二村 家

数百三十五。郡名ノ起レル原村ニシテ、愛甲三郎季隆 **爰**

ニ住シ、在名ヲ氏トス。 下居蹟条 二略載ス 北条氏割拠ノ頃ハ、内

藤左近将監景定 **知行**セリ。 役帳曰、津久井衆内藤左近将監三百二十五貫七百六文、中郡愛甲、此内

文癸卯檢地増分。 今地頭石川造酒助 元松平大和守領分。文化八年御料トナリ、同年石川八

兵衛ニ 若林六郎左衛門、島織部等ナリ。村ノ **巽**ニ矢倉沢

道 幅二間。下同シ。 係レリ。当村人馬ノ継立ヲ承レリ。 東方厚木村 へ一里。西

方大住郡下糟屋村へ二十八町、又同郡伊勢原村へ一里余。 又巡見道西寄ヲ通ス

高札場三

小名 川久保 金地 茱萸田 具美 太 坊中

中ノ御所 天神屋敷 新見堂 仁比美 多字 宮下

城ノ内 下屋鋪 田屋 片平 堀ノ内

玉川 村ノ中程ヲ流ル 幅八 間。 用水トス。川ニ添テ堤ヲ設ク。

高二間 余。 按ズルニ、和名鈔当郡ノ郷名ニ玉川アリ。此川

ニ因テ起リシナルベシ。 事ハ惣説ノ 条ニ出ス。

板橋 玉川ニ架ス。 長八 間。

熊野社 村ノ鎮守。木像ヲ置。本地十一面観音。例祭九

月朔日。天正十九年社領四石ノ御朱印ヲ賜フ。社前ニ

康暦年間ノ石灯籠アリ。図左ノ如シ。

この巻の目次
(リンクはこの文書内
へのジャンプ)

- [p. 1 愛甲村](#)
- [p. 4 船子村](#)
- [p. 5 恩名村](#)
- [p. 7 厚木村](#)
- [p. 16 戸室村](#)
- [p. 18 尼寺原新田](#)
- [p. 18 温水村](#)
- [p. 21 長谷村](#)
- [p. 22 岡津古久村](#)
- [p. 23 小野村](#)
- [p. 27 愛名村](#)
- [p. 28 上古沢村](#)
- [p. 30 下古沢村](#)
- [p. 33 林村](#)

- 図 (別添)
- ・碑(愛甲村)
 - ・渡船場(厚木村)
 - ・棟札(厚木村)
 - ・茶臼(厚木村)
 - ・灯籠(温水村)

愛甲村：現在、厚木市の一部。愛甲村は明治 22 年

に温水村・長谷村・愛名村・恩名村・船子村・戸室村が合さり南毛利村が発足。南毛利村は、昭和 30 年に厚木町ほかと合併した。

爰ニ…(こ)に

知行…領主が行使した所領支配権

役帳…北条氏康が作らせた、一族・家臣の諸役賦課の基準となる役高を記した分限帳。小田原北条所領役帳とも
巽…たつみ。南東。

小名…こな。小字(こあぎ)と同じ。

玉川…昭和の改修で、北から南へ流れてゐたのを、南方の厚木市酒井(旧酒井村)を通り相模川に合流させてゐる。(洪水対策のため)

惣説…[巻之 54](#) のこと

熊野社：現熊野神社

天正：1573-1593 年

康暦：1379-1381 年

図（なし）

末社 神明 白山 八幡 吾妻

鐘楼 享保十七年鑄造ノ鐘ヲ掛。

別当宝蔵院 日光山愛甲寺ト号ス。本山修験。 小田原玉

瀧坊配 本尊不動。モトハ社傍ニ庵アリテ社守ヲ置シ

下。 ガ、今廃ス。

稻荷社 村持。下同。

打越社 祭神詳ナラズ。

道祖神社

神明社 宝蔵院持。下同。

第六天社

山王社

円光寺 西嶺山ト号ス。臨濟宗 鎌倉建長寺末。 開山仏覚。 本寺第二

十世。建武元年十月十八日卒。 中興開山久山長公。 寛文八年二月四日卒。 本尊正観音。

脇ニ勢至ヲ置。 共ニ愛甲季隆守寺護仏ト云伝フ。 愛甲三郎季隆ノ位牌ヲ

安ス。文字剥落シテ読カタシ。古碑一基 寺伝ニ、愛

甲三郎季隆ノ墓碑ナリト云ヘト、此碑建久三年ト彫リ

タルニヨレバ誤ナリ。季隆ハ建曆ノ頃猶在世タリ。按

ズルニ、鬼簿ニ唱阿大居士建久元年正月廿五日大施主

有信ト記スルニ抛ハ、此碑ハ全ク唱阿第三回忌辰ノ時、

其追善ニ建シモノナルベシ。図左ノ如シ。

図（碑 別添）

別当：神社を管理するために
おかれた寺

村持：村の所有

宝蔵院持：本来は、寺の所有
の意。だが、一般には祭祀
を委任してあるだけで実際
は村持のことも多いらし
い。

卒：身分の高い人が死ぬ事

寛文：1661-1673年

勢至：勢至菩薩

建久：1190-1199年

建曆：1211-1214年

鬼簿：過去帳と同じ。個人の
名、死亡年月日、享年等を
記しておく帳簿。

宝積寺 愛甲山ト号ス。曹洞宗 津久井根小屋村功雲寺末。 開山柳山宗

怒。 本寺九世。元和二年八月二十三日卒。 本尊釈迦。慶安二年寺領八石ノ御

朱印ヲ賜フ。

大鐘 寛延二年鑄造ス。

白山社

大巖寺 中海山ト号ス。同宗。 七沢村広沢寺末。 開山天州順堯。

文禄元年八月朔日卒。 本尊十一面観音。

長福寺 受悦山ト号ス。法華宗 甲州身延山久遠寺末。 古ハ真言宗ニテ、

今ノ須弥壇ハ即古ノ護摩壇ナリトソ。 愛甲三郎季隆ガ香火院ナリ。正安中

ニ至リ、時ノ住僧中老日忍 慶長元年四月十日卒。 ニ帰依シ、改宗シ、

即延テ開山トスト云。本尊三宝祖師ヲ置。応安二年寺

領四石ノ御朱印ヲ賜フ。

三十番神堂

薬師堂 宝積寺持。下同。

十王堂

地藏堂 円光寺持。

観音堂 寛永七年ノ鰐口ヲ掛。大住郡下糟屋村南蓮寺持。

塚五 一ハ昔塚上ニ堂アリシヲモテ、堂山ト呼ヘリ。

高サ一丈許。其
余ハ皆小塚ナリ

愛甲三郎季隆居蹟 西方ニアリ。陸田ヲ開ケリ。 闊凡九百坪。

三方ニ殻堀土居ノ遺形アリ。北方ハ玉川ノ流ヲ臨ミ、

南ノ郭内ニ甲稻荷ト呼ル小祠アリ。季隆宅地ノ鎮神ニ

祀ル所ト云。季隆ハ頼朝家実朝ニ曆仕シ、射テ善シ。

故実ニ曉達セルヲ以テ、シバ々其芸ヲ施シ、優賞ヲ蒙

リ又將軍ニ扈從シテ、調度懸ノ所役タル事東鑑寿永ヨ

慶安：1648-1652年

寛延：1748-1751年

文禄：1593-1596年

季隆：すえたか

香火院：菩提寺。香火は仏前

などでたく焼香の火

正安：1299-1302年

慶長：1596-1615年

応安：1368-1375年

寛永：1624-1645年

鰐口：わにぐち。仏堂の正面

軒先に吊り下げられた仏具

の一種。参拝者が縄でたた

いて鳴らす。神社で使はれ

る事もある。

陸田：はたけ、と読む？

闊：ひろさ

甲稻荷：かぶといなり

曆仕：れきし。歴代の主君に

仕へる事。

扈從：こししょう。貴人に付き

従うこと

寿永：1182-1184年

リ**建曆**ノ頃迄往々所見アリ。人物部ニ
 ニ**義盛ニ党シ**、討死愛甲小太郎、同
 三郎、同五郎。又**建保和田ノ乱**
 内ニモ愛甲氏アリ。是皆季隆カ支族等ニテ、此辺ニ住
 セシナルヘシ。
 生虜愛甲左衛門、
 同太郎。等ノ

船子村

布奈古
牟良

江戸ヨリ十四里。**元禄**ノ改ニハ、上下二

村ニ分テリ。**広七町**。**表六町許**。

東大住郡上下岡田村。巽酒
井村。西郡中長谷村。南愛

甲村。北
温水村。

戸数六十一。往古、梶原五郎左衛門尉某カ所領

タリ。**後闕地**トナリシヲ**正平七年**即北朝ノ文和
元年ナリ。將軍尊氏、

美作左衛門大夫家泰ガ恩賞ニ充行フ。或書曰、下ニ美作左衛
門大夫家泰、可レ令早

ニ領知相摸国愛甲庄内船子郷梶原五郎左衛門尉蹟。云々、右為ニ勲
功之賞一宛行也、者早守ニ先例。可レ被ニ沙汰一之状如レ件。正平七年

二月六日。**文明**ノ頃ハ、鎌倉報国時寺休畊庵ノ領タリ。報国
寺文

書曰、間山塔休畊庵領、当知行相州船子内半在家、云々。享徳廿六
年九月十日、成氏ノ袖判アリ。按ズルニ、今年ハ則文明九年ナリ。永

正十六年四月北条新九郎入道早雲、当所ヲ**箱根権現**ニ寄

附シ、幼息菊寿丸ノ地行ニ宛行フ。箱根金剛王院文書曰、箱
根領所へ菊寿丸知行分八

貫文、中コホリフナコ。按ズルニ、菊寿丸ハ北
条幼庵ノ幼名ニテ、当時箱根別当坊ニアリ。**永禄**ノ頃ハ、北条

幼庵内室ノ知行ニ入レリ。役帳曰、御新造知行分八貫八百五十
文、中郡船子内箱根分、卯検地辻。

按ズルニ箱根分ト記スルヲ見レバ、
此頃モ猶箱根領タリシト見ユ。其他桑原五郎左衛門、桑原
五郎

左衛門十貫文。
船子近所辻。坂口喜十郎、百一貫九百五十二文。中郡船子、坂
口喜十郎、卯検地辻。此内五十一貫

四百四十文癸
卯検地増分。等ガ**采地**アリ。今堀田相模守正篤宝永ノ頃ハ關
村間部越前守

詮房領シ、後一旦御料トナリ、酒井雅楽頭忠知ニ賜ハリ、後年地ヲ
裂テ、田沼主殿頭意次ニ替賜ハリ、宝暦ノ頃ニ至リ、先世相模守忠

亮ニ賜
フ。石川造酒助雅楽頭忠知移封ノ後、松平大和守朝矩ニ
賜ハリ、文化八年造酒助先世ニ賜フ。犬塚

平右衛門、尾崎金之助等ノ知ル所ナリ。検地ハ**天文十二**

年改メアリ役帳シ後、御打入りアリテ、**文禄**ノ頃彦坂小刑

建曆：1211-1214年
 建保：1214-1219年
 和田ノ乱：建曆3年に鎌倉
 幕府内で起った有力御家人
 和田義盛の反乱。北条打倒
 のため挙兵した。
 党：なにかま

船子村：現在、厚木市の一部。

船子村は明治22年に愛甲

村・温水村・長谷村・愛名
村・恩名村・戸室村が合さ

り南毛利村が発足。南毛利
村は、昭和30年に厚木

町ほかと合併した。

元禄：1688-1704年

広：東西

表：南北

闕地：本来の所有者・権利者
を欠く状態になった土地

正平：1347-1370年（南朝）

文明：1469-1487年

享徳：1452-1455年

袖判：文書の袖（右端）に署

した花押。或は、下から提

出された文書に、上長が花

押を加えたもの。

箱根権現：現箱根神社。別当

寺は金剛王院だった。

永禄：1538-1570年

采地：領地、知行所。
宝永：1704-1711年

宝暦：1751-1764年

文化：1804-1818年

天文：1532-1555年

文禄：1593-1596年

部元改ム。

高札場三

小名 寺ヶ谷 北久保 原 札場

恩蘇川於武曾加波。 良方ヲ流ル。幅七尺。

八幡社 鎮守ナリ。例祭八月十四日、村持。下同ジ。

鐘楼 享保四年十一月鑄造ノ鐘ヲ掛。

神明社

山王社

諏訪社

稻荷社

第六天社

道祖神社

大森明神社

観音寺 船子山ト号ス。浄土宗、京知恩院末。 開山行基。中興

記主禪師、然阿良忠ト号ス。弘安十年七月二日卒。 其後又僧的伝蓮社察誉ト号ス。寛文八

年七月廿四日卒。 再中興セリ。本尊正観音。

本盛寺 妙栄山ト号ス。法華宗、鎌倉比企谷妙本寺末。 本尊三宝祖師。

開山日隆円教院ト号ス。永二年三月卒。 中興日高。信教院ト号ス。応永二年卒。

地藏堂 村持

恩名村於無奈牟良 江戸ヨリ行程十四里許。東西十三町余、

南北六町許。東厚木村。南大住郡上岡田村及郡中温水村、西温水村、北戸室村。 家数七十五。永

禄ノ頃ハ、花之木某知行ス。役帳曰、花之木百十貫文。中郡恩名及川。 又玉縄城

主北条上総介綱成、当所ヲ堀内七郎右衛門某ガ給分ニ与

恩蘇川…現在、恩會川と表記。

良：うしとび。北東。

八幡社…現八幡神社

享保：1716-1736年

弘安：1278-1288年

康永：1342-1345年

恩名村…現在、厚木市の一部。

恩名村は明治22年に愛甲

村・温水村・長谷村・愛甲村・船子村・戸室村が合さ

り南毛利村が発足。南毛利村は、昭和30年に厚木

町ほかと合併した。

永禄：1558-1570年

へシ事アリ。高座郡藤沢大久保町民所藏文書曰、其方事悔還、被レ使候間、任レ望ニ於「中郡恩名之郷」二十貫文、当年從三壬午年為ニ給分一^一出レ之候。掃部丞申断可ニ請取一候。於ニ西郡金子一〇〇〇〇〇〇〇地出置〇〇〇〇為レ其證文〇〇者也。仍如レ件。壬午八月廿七日、堀内七郎衛門殿、上総月付ノ上ニ黒印ヲ押ス。按ズルニ、壬午八大永二年、天正十年ニ値レリ。大永ハ綱成未九歳ノ時ナリ。天正中ハ既ニ落飾シ、道感ト号ス。然レバ上総ト記スベキ理ナシ。由テ想フニ、此文書贋物ナルカ。ハタ上総ノ二字ハ後ニ書添シモノナルモ知ベカラズ。天正十八年豊太閤村内ニ制札ヲ出ス。村民所藏地名

天正：1573-1593年

川ト記 今太田善太夫 貞享書上曰、善太夫吉次大坂御陣ノ後、御加増六百石相州ノ内恩名村云々、拝領。本知ヲ合セ寛永二年十二月一紙ノ御朱印二被ニ成下ニ相摸国愛甲郡恩名村二百二十石、云々。永田与左衛門正邦、初天野氏采地ナリ。寛政四年収公アリテ、御料ニ属セシ地ヲ、備後守加恩ノ地ニ賜シナリ。長坂血鏝九郎、三浦甚五郎、天野三郎右衛門等知行ス。

高札場三

小名 上分 下分 横町 片岸

恩蘇川 南ヲ流ル。^{幅二}用水トス。

三島社 鎮守ナリ、諏訪山王ヲ相殿トス。天正十九年社

領一石ノ御朱印ヲ附セラル。

末社 八幡 天神 稻荷

鐘楼 鐘ハ享保十七年ノ鑄造ナリ。

别当満光院 恩名山八幡寺ト号ス。新義真言宗。^{高座郡河}

^{原口村惣持院末。}本尊不動。

第六天社 村民持。

稻荷社三 村持。下同。

辨天社 社辺ニ清水湧出ス。此水ヲモ引テ田間ノ用水トセリ。

興福寺 曹洞宗。^{大住郡宮下村大智寺末。}玉峰山ト号ス。本尊釈迦。

開山鉄州族鳥^{本寺六世。元和元年十二月十日卒。}慶安二年寺領七石ノ御朱

印ヲ賜フ。

三島社：現三嶋神社

元和：1615-1624年

白山天神秋葉合社

鐘楼 享保二十年鑄造ノ鐘ヲ掛。

一乘尼寺 古ハ尼寺原ニアリ。聖徳太子ノ建立ニテ、

享保十七年除地ノ願 玉照尼ノ住持セシ旧蹟ナリト云。尼書及専念寺縁起。

原寺ノ名モ、当寺ヨリ起レリ。或ハ神亀年間ノ草創ト

モ伝フ。神亀ハ太子弃世ノ後 遙ノ星霜ヲ歴鎌倉建牙ノ後、
百余年ニ及ベリ。

夫人政子本願トナリ、修理ヲ加ヘシニ、**建長**四年回録

ニ烏有シ廢絶セシヲ、**寛永**中ニ至リ、村民伝五左衛門、

露木ヲ氏 其旧蹟ニ就草庵ヲ建寺号ヲ襲フ。然ニ**貞享**二
トス。

年**祝融**ニ罹リ、旧記什物等モ悉ク失ヘリ。其後此地ニ

移シテ再建ス。享保十七年旧地ノ辺新田ニ開墾アリシ

時、旧蹟ノ由ヲ聞エ上、許可アリテ除地トセラレ、当

時ニ附セラル。今モ**纒**ノ庵室ニシテ、寺号ヲ存スルノ

ミナリ。サレハ本寺ト云ルモノナク。温水村時宗専念

寺ニテ仮ニ進退スレド、宗派ハ禅宗臨濟派ナリ。本尊

釈迦。日本尊弥陀ハ、建長四年丙丁ノ時羽化セシニ、**徳治**中温水

村ノ地中ヨリ出現スト云。今専念寺ニ安ス。同寺ノ伝ニ
ハ、**正安**中ノ出現ト云。今ノ本 中興開山恵松尼。享保頃ノ住
尊ハ寛永再興ノ時ノ物ナリ。 持ナリ。

閻魔堂 村持。

厚木村 安都岐 牟良 江戸ヨリ十三里余。 東海道ヨリ入 一里遠シ。 安ズルニ、

和名鈔当郡ノ郷名ニ船田ノ称アリ。村内船喜田明神ノ号

ハ、其遺名ニシテ、当村即古ノ船田郷ナランカ。 委クハ惣

説ニ辨ス。 矢倉沢往還ノ村駅ニシテ、夫馬ノ継立ヲナセリ。

後東ノ方高座郡国府村前 西ノ方愛甲村へ各一里。 其余八王子 北方高座郡当 麻村へ二里。 甲州 西方下荻野 村へ二里。

神亀：724-729年

建長：1249-1256年

寛永：1624-1645年

貞享：1684~1687年。元禄の
前。

祝融：中国において火を司る
神。転じて火災。

纒：わずか。

徳治：1307~1308年

正安：1299~1302年

委ク…くわしく。

丹沢 乾方飯山村
へ二里。 平塚 南方大住郡田
村へ二里。 藤沢 東方高座郡用
田村へ二里。 等へノ諸道、

乾方…北西方向

皆当所ヨリ四分シ、各行李ヲ輸致セリ。北条氏分国ノ頃
煤ヶ谷炭ヲ此地ヨリ小田原ニ運致スヘキノ由、幸田某奉
リテ当所ヨリ小田原迄ノ宿々ニ下知ス。其伝馬ノ印状煤
ヶ谷ノ民蔵ス。 伝兵衛所蔵文書曰、伝馬八疋、無ニ相違一可レ出レ之
御臨時之炭、自ニ煤ヶ谷一参分被ニ召寄一。御用可レ
除ニ一里一錢一候仍如レ件一。未十二月二日、自ニ厚木一
小田原迄宿中。幸田奉レ之。北条氏伝馬ノ印ヲ押ス。 サレバ此頃

既ニ郵駅タリシコト知ラサル。今モ繁富ノ地ニシテ、民
ノ家居モ三百三十戸 外長吏
八戸。 ニ及ビ、多ク通衢櫛比シ、農商

衢…く。ちまた、四方に通じ
る道。

相半ス。月毎ニ二七ノ日ヲ期トシ、互市ヲ立。近郷ノ衆
人相聚リ、各有無ヲ交易ス。東西十八町、南北二十町余。
東相摸川ニ限高座郡中新田河原口二村。西本郡恩名戸室二村。
南大住郡上下岡田二村。北中津川ヲ隔本郡金田妻田二村。 **観応**

観応：1350-1352年

二年七月將軍尊氏、当郷ノ半ヲ割テ、鎌倉円覚寺正統院。
円覚寺文書曰、渡ニ円覚寺一、正統院領、相摸国毛利庄厚木郷半分事、
右任ニ去月二十二日御教書之旨一、沙汰ニ付下地於寺家雜掌一歸法候趣
仍渡状如レ件。観応二年八月八日、佐竹和泉前 及下方ノ地ヲ同所
司代左衛門尉宗連花押、左衛門尉光上花押。

下地…したじ。土地から生み
出された収益を自分と言う
のに対して土地そのものを
指した語。

崇寿寺 円覚寺伝宗庵文書曰、相摸国毛利庄内厚木郷下方事、任ニ七月
廿四日御寄附状並施行旨一、斎藤雅楽四郎入道相共、沙汰ニ付
下地於崇寿寺雜掌一畢、仍渡状如レ件、観応三年四
月八日。弾正忠行胤花押。按ズルニ、此寺今廃ス。 二寄附ス。十

制札…一般に知らせる禁止事
項や伝達事項を書いて、路

一月足利左兵衛督直義、当所へ制札ヲ出セリ。コレ彼院
領タル故ナリ。 円覚寺文書曰、禁制、正統院領相摸国厚木事。右
軍勢並甲乙人等不レ可レ致ニ濫妨狼藉一。若有ニ違反
輩一者可レ処ニ罪科一之状如レ件。観応
二年十一月二十三日直義ノ袖判ヲ押ス 三年四月白井弾正忠行胤

弾正忠…だんじょうのちゆ
う・だんじょうのじょう。

監察・警察機構(弾正台)
の官職。

相摸国毛利庄内厚木郷半分事、任ニ七月二十四日御寄附状並施行之旨
一、斎藤雅楽四郎入道相共、沙汰ニ付下地於円覚寺正統院雜掌一畢、仍
渡状如レ件、観応三年四月 斉藤雅楽四郎入道 相摸国毛利庄内厚木
郷半分事、任ニ去月
八日。弾正忠行胤花押。 二十四日御寄附状並施行之旨一、白井弾正忠相共、莅ニ彼所一。沙汰ニ
付下地於円覚寺正統院雜掌一畢、仍渡状如レ件。観応三年四月八日、
沙彌花 等相共ニ当所ニ至リ、下地ヲ正統院及崇寿寺ノ雜
押。

雑掌…ざつしょう。所領など
の管理にあたる者。沙汰雑

掌ニ附与ス。 崇寿寺雜掌ニ附与セシ請文ハ二
年ノ条下ニ居ンヨウセシ如シ。 八月新左衛門尉
某モ、下地ヲ彼院ノ雜掌ニ渡セシ由、請文ヲ上レリ。

掌は訴訟などの涉外事務に
携る者。

円覚寺文書曰、正統院領相摸国厚木郷半分事、任^ニ御下文並八月五日御教書之旨^一、沙汰^ニ下地於當院雜掌^一訖、仍渡状如^レ件。觀^ニ応三年八月十二日。新左衛門尉^一口花押。カク院領タリシカハ、殺生禁断ノ地タリシ

ヲ違犯ノ輩アルノ由其聞エアリテ、**貞治**二年八月管領基氏、其罪ヲ糺告スベキノ旨ヲ下知ス。正統院領相摸国厚木郷

ニ先例^一、於^ニ寺領河一致^ニ狼藉^一、**太**不^レ可^レ然。所詮**隨**^三注^ニ申交^一名^一。可^レ所^ニ重科^一之状如^レ件。貞治二年八月十七日。基氏花押。至

徳元年七月当郷諸役免除ノ牒状ヲ下ハル。コレ彼院領タ

ルガ故ナリ。太政官課^ニ正統院^一、^ニ下^一因^ニ准傍例^一、除造伊勢太神

役、並都鄙寺社所役、及国中**段米**、関々度々賃断、凡恒例臨時公役等

一、永為^中当領^上伊豆国多留郷、相模国厚木郷半分、並同国秋葉村、上

総国庄吉郷等事、右得^ニ彼院住持比丘丘在^一在^ニ円去五月日奏状^一*、云々。者□位行権大納言藤原朝臣嗣房宣奉勅依^レ請者同^ニ下^一知彼国^一既畢、院宣承知依^レ宣行之、牒到准^レ状、故牒、**至徳**元年七月五日、修理東大寺大仏朝官從四位下行左大史兼播磨介小槻宿禰花押。從四位下行権右中辨藤原朝臣、大政官府ノ印ヲ押セラル。応永三十一年八月正統崇寿ノ両寺、契

約シテ院領及ビ寺領ノ民等、互ニ奔竄スル事ヲ禁ズ。

円覚寺伝宗庵文書曰、崇寿寺領相州毛利庄厚木郷下方百姓等逃散仕、院領へ罷越事候者、堅不^レ可^レ有^ニ御許容^一、院領御百姓等逃散仕、寺領へ罷越事候者、堅不^レ可^レ有^ニ御許容^一候。若復他領へ罷越候者、相互申談可^レ塞^ニ通路^一者也。仍而為^ニ後日^一契約状如^レ件。応永三十一年甲辰八月十二日、正統院侍衣禪師、崇寿寺土恩花押。永享元年三月稻荷社^{所在今詳ナラズ} **華表**

ノ木材ヲ輸送スルニヨリ、人夫ヲ各村ニ課セシニ、当村

ハ彼院領タルヲ以テ所役ヲ免除アリ。円覚寺文書曰、正統院

領下厚木郷稻荷社鳥居

小曳人夫事、帶^ニ諸役免除證書^一被^レ申上者、可^レ被^レ閣^ニ催促^一之由候也。仍執達如件。正長二年三月廿一日、岡田參河守殿、右馬允花押。

民部亟花押。按ズル 十年九月民部丞某、当郷ニ制札ヲ出シ、

軍勢等ノ乱妨ヲ禁ズ。コレ**永享**ノ乱ニヨリテナリ。

禁制、円覚寺正統院相州厚木郷云々。右軍勢並甲乙人等苟^コ取作毛^一不^レ可^レ致^ニ乱妨狼藉^一。若有^ニ違反族^一者、可^レ被^レ処^ニ罪科^一之状依^レ仰下知如^レ件。永享十年九月六日。民具亟花押。北条氏ノ頃ハ、鈴木大学助成脩知行ス。役帳曰、鈴木大学助百貫文、中郡厚木之内。永禄三年三月上杉謙信、小田原発向ノ

時当所ニ陣シ、寺社民屋ヲ乱妨ス。豆相記曰、永禄三年越師

伐^ニ於相小田原^一而陣^コ營

大磯小磯藤沢田村大上八幡厚木等邑^一。其間無^ニ尺寸卓錐地^一矣。村内最勝寺旧記ニ、越後勢当所乱妨ノ事ヲ載ス。其文同寺ノ条ニ出ス。

貞治：じょうご。1362～1368年

太：はなはだしい（？）
隨：したがふ（？）

牒：ちよう。公文書の様式の
一つ

段米：臨時に賦課された税
米。

*：人偏、旁は云の下に冉

至徳：1384～1387年

華表：鳥居

乱妨：らんぼう。略奪を含む
行為。

永享ノ乱：永享十年（1438）

に關東地方で発生した戦
乱。鎌倉公方の足利持氏と
關東管領の上杉憲実の対立
に端を發する、室町幕府六
代將軍足利義教が持氏討伐
を命じた事件、戦ひ。

永禄：1568-1570年

十二年八月武田信玄、小田原乱入ノ時爰ニ陣ス。日。八月

信玄公小田原表へ働アリ、相模川ヲ左ニ当テ、十月帰陣ノ時モ、カネ田ツマタアツキ岡田戸田ニ陣捕給フ。

当所ニカ、レリ。小田原記曰。飯泉ニテ人数ヲ集メ、夜ノ間ニ引退キ、大磯平塚八幡ヲ打過ギ、アツキ河ヲ渡リ

三増峠マデ引取 天正小田原陣ノ時、豊太閤当所ニ制札ヲ出給フ、云々。

地名ニ大郡アツキト 慶長五年閏 原役ノ頃、徳永式部

卿法印寿昌、此地ニ旅寓セシ時、東照宮ノ仰ヲウケ、奥

平藤兵衛貞治来リテ敵命ノ趣ヲ伝フ。寛永譜曰、寿昌、武州厚木ノ旅宿ニアル時、

奥平藤兵衛尉、御使トシテキタリツゲテイハク、上方ノ諸士、人質ヲ三成ニ与ルヨシ其告アリ。然ハ各味方トナルベキニアラズ。タ、面々ガ心ニシタガフベシトナリ、コ、ニ於テ寿昌ニ心ナク幕下ニ属シ奉ル。按ズルニ武州ハ相州ノ誤リナリ。 又黒田甲斐

守長政モ、御使ヲ賜ヒ、当所ヨリ野州小山ニ東武 阪ル。談叢

日。慶長五年八月黒田長政ニ御用ノコトアリテ、奥平藤兵衛ヲ御使トシテ召皈サル。長政ハ既ニ大磯ヨリ西北ノ方、厚木ト云所マデ上ラレケル所へ、藤兵衛追ツク故、長政平廻リハカリ小勢ニテ小山ニ皈ル。今領主ハ大久保佐渡守忠保

ナリ。古水野日向守勝成、其子美作守勝俊等、相継テ領シ、明暦年中云。按ズルニ、備後守ハ謬ニテ、勝俊ガ子備前守勝貞ナルベシ。勝貞明暦元年父ノ家督ヲ継リ、元禄年中玉虫氏ノ賜地御料所トナリ、正徳年中都ヲ御料所トナリテ、享保十三年先世佐渡守常春ニ賜フ。 検地ハ正保四年、及元禄十二年牧野備前守成春糺セリ

高札場

小名

上町 天王町 下町 松原

林 村ノ北ニアリ。領主ノ松林ナリ。長百間、幅十五六間。

相摸川 東方ヲ流ル。幅一町許、河原ヲ含テ凡三町。 南方ニ水除堤アリ。

高一丈。

小鮎川 北方ヲ流レテ相摸川ニ合ス、幅二間許。 此水ヲ引テ

用水トス。

渡船場 相摸川ニアリ。矢倉沢道及藤沢道ニ値レリ。船

五艘内馬船一ヲ置。仲冬ヨリ明年暮春ニ至ルノ間ハ、土橋

甲陽軍鑑…武田氏の戦略・戦術を記した軍学書

阪…歸(帰)の異体字

仲冬…旧暦十一月の異名。冬三ヶ月の中の月
暮春…旧暦三月の異名。春の終り。

ヲ設ク。長五六
十間。コノ渡津ハ、村民孫右衛門、及対岸高座郡河原口中新田ノ両村ニテ進退ス。渡錢ノ如キハ中分シテ其半ヲ孫右衛門所務シ半ハ対岸両村ニテ配分スルヲ例トス 当村ニ渡守船頭屋敷ト号シ除地一畝アリ。コハ孫右衛門持ニシテ、今其宅地ニ併入ス。

図 (三 渡船場 別添)

河岸場 是モ同川ニアリ。船七艘ヲ置。近郷ノ諸色ヲ大住郡須賀湊ニ運致ス。水路四里。按ズルニ、天正十六年九月北条氏此地ノ筏士ニ命ジ、材木若干丁ヲ小田原城内ニ輸送セシコトアリ。高座郡田名村民所藏文書曰。御隠居御作事之材木三百七十三丁、□□ヨリ来次第片時モ無ニ遅ター須□□相届レ之、清田ニ可レ渡之旨被ニ仰出一候、仍□□、戊子九月十四日、田名厚木田村筏士中、安藤□□、北条氏虎朱印。サレバ此頃ヨリ運送ノコトヲ奉リシコト知ラル。

船喜田明神社 惣鎮守トス。祭神大己貴命、例祭九月廿

九日。慶長十二年ノ鰐口ヲ掛。銘ニ、当国相摸厚木郷、願主溝呂木孫左衛門、別当厚木山東光寺、慶長十二年未五月吉日刻ス。 当社ハ、和名鈔船田郷ノ遺名ナルベケレバ、古社ナルコト知ベシ。事ハ村名ノ条ニ記載ス。 慶安二年社

領五百五斗ノ御朱印ヲ賜フ。

本地堂 薬師ノ石造ヲ置。

末社 稻荷三 疱瘡神

鐘楼 鐘ハ天和三年ノ鑄造ナリ。

別当東光寺 厚木山薬師院ト郷ス。古義真言宗。高座郡河

原口村惣持院末。 大日ヲ本尊トス。社領ノ御朱印ニ、東光寺

内船喜田明神云々ト載ラレタレド、今ハ全ク別当寺

トナレリ。

牛頭天王社

神体石一顆ヲ置。本地仏薬師。別当寺ニ是

安ス。

牛頭天王社…現厚木神社

モ鎮守トス。例祭六月六日。元和四年再建ノ棟札ヲ蔵

ス。知音寺持。

知音寺…明治に廃寺、今知音神社と称す。

末社 稻荷 八幡 道了権現 秋葉 天神 淡島 浅

間

鐘楼 元文元年再鑄ノ鐘ヲ懸。

熊野三社 例祭九月九日。三井長吏大僧正行尊ノ勸請ナ

リト云。古ハ村ノ惣鎮守ナリト伝フ。

末社 稻荷。

右ハ本社ヨリ三町許ヲ隔。相摸川ノ辺ニアリ。然ルニ川瀬変遷シテ、社地ニ迫リシカハ元和中爰ニ

移セリト云。

鐘楼 天命二年再鑄ノ鐘ヲ懸。

神木 銀杏圍二丈。

別当熊野堂 或ハ熊野寺ト称ス。長授山厚樹院ト号ス。

本山修験京都聖護院末。

正年行事職ヲ奉ル。古ハ先達職タ

リシニ、永禄八年本山ノ許ヲ得テ、東光坊其職ヲ襲

ケリ。所藏文書曰。相州厚木熊野堂跡職之事、為ニ由緒一東光坊捧ニ京都之證文一。被レ致ニ懇望一候間、□□□先達職。並

衆分且那等可レ被相拘者也。仍如レ件。永禄八年乙丑六月二十一日、□□花押。

大僧正行尊ノ開基

ニシテ、*山嘉永元年十二月五日卒。中興ス。文明十八年聖護院

*…偏は巾、旁は央

道興准后回国ノ時、当寺ニ立寄アリ。回国雜記曰。熊野堂ト云所へ行

ケル道ニ小野トイヘル里侍リ。其後退転ニ及シヲ、大永

五年快祐ト云僧、大永六年七月十五日卒。再ビ中興ス。所藏文書曰。相摸国

熊野堂先達近年退転之上者、彼跡門徒并諸国那等事。被レ仰ニ付山崎薩摩快祐一之旨、各可レ有ニ存知一之由乗々院僧正御房被ニ仰

出一候也。仍執達如レ件。大永五四月二日、当国諸山伏中、秀榮快延各花押。本尊不動。長一尺五

寸、行基作。往古ハ本社ノ東相摸川ニ添テ寺地アリシガ、

那…大日本地誌体系デハ「且那」

元和七年河中ニ没セシヨリ、今ノ地ニ本社ノ北一町移
ルト云。

寺宝

滝見観音画像一幅。牧溪筆。

不動像一軀。長五寸。覺鏝作。

独鈷一箇。淨藏貴所持ノ物ト云。木製ナリ。

古文書二通。既ニ前ニ註記ス。

神明社 陰陽師若杉大和。土御門ノ配下。 享保三年ヨリ当社ノ

神主ヲ勤ム。元ハ東光寺ニテ進退ス。

第六天社 東光寺持。

辨天社 熊野堂持。下同。

山王社

姥神社 村持。下同。

天王社

天神社 長福寺ノ旧地ニアリ。

長福寺 臨濟宗。鎌倉建長寺末。 宝谷山ト号ス。本尊三尊弥陀。

又釈迦昔ハ別堂アリシト云。ヲ安ス。慶安二年六石五斗ノ御朱印ヲ

附セラル。則釈迦堂領ニ賜フ所ナリ。 当時古ハ村ノ西方ニ在リテ、普

門寺ト号セシヲ、後今ノ地ニ移シ、寺号ヲ改メシ由戸

室村淨雲寺記録ニ見エタリ。今西方ニ長福寺古屋敷、

或ハ普門寺等ノ字アリ。按ズルニ、長福寺古屋敷トハ、

移転ノ後ニ名ツクレバ後ノ寺号ヲ称セルナラン。サレ

ド別ニ普門寺ノ字アレバ、若クハ当時両寺アリシヲ、

合シテ移セシモ知ルベカラズ。今ハ移転ノ事ヲモ、寺

ニ伝ザレバ詳ナル事ハ知ル由ナシ。開山密室守巖。

明徳元年六月九日卒。中興法舟玄蓮。貞享二年八月四日卒。堂中ニ古領主水野氏

明徳：1390-1394年

ノ位牌二基一基ハ勝成ノ牌ニテ、大磯院殿前日州太守參康宗休大居士、年月シレズ十五日トアリ。按ズルニ、慶安四年三月ナリ。一ハ勝俊ノ牌ナリ。信解院殿前四品作州太守理円日障大居士。年月シレズ。廿一日ト記ス。是ハ承応四年二月ナリ。ヲ置。

天神稻荷合社 辨天社

宝安寺 瑞雲山ト号ス。同末。本尊釈迦。開山玉隠英瓊

永正：1504-1521年

永正五年八月朔日卒。勅諡宗猷大光禪師。此僧ハ北条氏直ノ三男ナリト云伝フ。按ズルニ、年代違ヘリ。氏直ハ氏茂ノ誤ニヤ。但家系ニ所見ナシ。境内地藏堂領三五斗ノ御朱印ハ、慶安二年十月

賜ヘリ。地藏運慶作。ハ秘仏ニテ、前立ノ像ヲ安ズ。堂ハ焼失

シテ今仮二本堂ニ安ズ。

鎮守社 辨天大黒多聞天合社

最勝寺 曹洞宗。小野村龍鳳寺末金光山ト号ス。本尊三尊ノ弥

陀ハ、中尊長一尺七寸、脇立長各一尺二寸、共ニ行基作。上杉輝虎ノ守護仏ト伝フ

レド、所蔵ノ旧記ニ拠バ、永禄三年越師入相ノ時、却

テ乱妨ニ逢シ由ヲ記ス。曰、仏所大山藤四郎吉久、娑婆世界南瞻部州、大日本国相摸州愛甲郡厚

木郷、金光山最勝禪寺、本尊無量寿仏三尊之也。岏永禄三庚申年秋俊、長尾景虎、越レ山本國上野沼田城、數日、返三春、七日、引ニ兩上相一立申當国打入、悉臻ニ神社仏堂大伽藍小寺庵山家村里一迄、悉燒払、去程僧俗男女者大山高岸雖レ陰ニ身溪低一、大軍諸勢手分謫入程、可レ蔵レ身処無レ更、或者有下被レ取脛ニ衣装一族上。糶一粒不レ殘衣唄取其故縮ニ寒飢一。大概者死候。然間弥陀頭面手足者悉破却、哀レ之賜野僧愛レ彼拾集置レ之、再像彩色志建之待処彼檀々那代々当郷住侶溝呂木出雲守久吉、拾今月今日吉日良辰、且為末代末世、且為念仏供養、後生善処、共仏果成就所。子孫繁昌者也。其後、慶于時永禄六癸亥卯月吉日敬白、住持起山洞雲老納代。

長七年修彩ヲ加ヘシ記アリ。曰、相州愛甲郡森庄厚木郷、金光山最勝寺阿弥陀再興、當所

代々之旦那、溝呂木九郎右衛門、宮崎浄因、高梨伊賀守、小泉豊後守、内山図書助、同七郎右衛門、同佐右衛門、溝呂木内匠助、同源七郎、取持熊野堂善右衛門、甲州衆小俣弥六郎、後藤五郎兵衛、中丸七郎右衛、岡部作右衛、諸旦那衆、男女共、并六斎衆、仍当郷子孫繁昌祈所、于時慶長七年壬寅二月十五日、開基ハ僧削翁。大永元年五月五日卒。

開山大休門益。天正二年正月二十四日卒。中興南国。慶安三年六月二十日卒。

開基：創始にあたって必要な経済的支持を与へた者、ないし世俗在家の実力者を指す語
大永：1521-1528年

開山：寺院を創始する人、開創した僧侶

白山稻荷天神合社

閻魔堂

智音寺

古義真言宗。

高座郡河原口村惣持院末。

攝光山往生院ト号ス。

本尊三尊ノ弥陀。

中尊長三尺二寸五分、行基作、脇立長各一尺九寸五分、共ニ運慶作。

天正十

九年寺領三石ノ御朱印ヲ賜フ。

地藏堂

松林庵 浄土宗

鎌倉光明寺末。

本尊弥陀。

山王社

秋田庵 同宗。

下荻野村法界寺末。

本尊弥陀。

万治二年村民彦右衛門開

基ス。

大日堂 龍王院ト号ス。村持ニテ羽州湯殿山大日寺ニ属ス。

塚二 西方ノ田間、字堀ノ越ニアリ。小塚ナリ。

清来寺蹟

其地今詳ナラズ。初天台宗

江州大津園城寺末。

ナリシニ、

安貞元年現住法運

建治元年卒、

親鸞ニ帰依シ改宗ス。後武州

都筑郡今宿村ニ移リ、

以上彼寺伝ニ所蔵ナリ。

今ニ現存ス。

鬼子母神堂蹟

南境字十羅刹ニアリ。廃セシ年代ヲ失フ。

旧家孫右衛門

家系ニ拠ルニ、其祖溝呂木式部大輔氏重

ハ、足利左兵衛督高基ノ次子ニテ、当国溝呂木ニコノ地今

詳ナラズ。按ズルニ、鎌倉大草紙ニ、文明九年相州ニハ長尾左衛門尉景春ガ被官人、溝呂木ノ城ニ楯籠リ、太田左衛門人道下知トシ

テ、扇谷ヨリ勢ヲ遣シ、同三月十八日城ヲ攻落ストアリ。居住シ是等ニヨレバ此辺ノ古名ヲ溝呂木ト称セシニ似タリ。

在名ヲ氏トス。其子出雲守正重、

景勝寺記録ニ、檀那代々当郷住侶木出雲守久吉、

永祿六年四月末世ノ為、念仏供養スト載ス。久吉ハ正重ノ初名ナルニヤ。正重ノ子九郎右衛門良

勝

同寺慶長七年ノ古記ニ、当所代々之旦那、溝呂木九郎右衛門、同内匠助同源七郎ト記ス

ニ至リ、東照宮

中原御殿

大住郡ノ属。

ヨリ此辺御放鷹ノ時ハ、屢コノ宅ニ立

寄ラセ給ヒ、御茶ナド奉レリ。扱テ宅地ニ御休憩ノ御
仮屋ヲ設置ル。後年破壊セシニヨリ、廢シテ跡ニ塚ヲ
築キ、其上ニ東照宮ヲ勸請シ奉ル。其棟札ニ、元和八
年トアリ。近頃御宮ノ地ヲ移シ、元ハ居宅ヨリ乾ノ方ナ
リシヲ良方ニ移ス。新
ニ造立シ奉リ、モトノ御棟札ヲ納メ、且御相殿ニ金毘
羅ヲ勸請ス。御棟札左ノ如シ

図（棟札 別添）

裏ニ元和八年壬戌四月十七日溝呂木孫右衛門宗次トアリ。
又彼御仮屋ノ内ニ茶臼ヲ置レシカバ、廢セシ時宅ニ移
シ、歳始ニハ注連ヲ引。神酒ヲ備フ。今ハ御宮内ニ置。
図左ニ載ス。

図（茶臼 別添）

戸室村

土無呂
牟良

江戸ヨリ十五里許。家数四十一。東西十

二町余、南北五丁余。

東、厚木妻田二村。西、温水
村。南、恩名村。北、林村。

北条氏割

扱ノ頃ハ、北条幻庵、

役帳曰、幻庵御知行六
十貫文、中郡戸室。

及内室

御新造知行
分廿貫八百

卅七文、戸室、
癸卯檢地増分。

ノ知行ナリシヲ、先世兵
今地頭興津兵左衛門、古ハ宗家
内記忠尚

左衛門宗賢二分地ス。

天野三郎右衛門、

文祿ノ檢地帳ニ土屋分
トアリ。当時ハ土屋氏

ノ采地ナリシト云フ。慶長六年内藤外記正重ニ賜ハレリ。内藤家譜

ニ、外記正重、慶長六年下総ノ小金、相摸ノ戸室ニ於テ、采地千石ヲ
賜ハル。寛永八年三月八日相州波多野戸室等ノ旧領ヲ改メ、栢間村五
千石ヲ賜リシ由見ユ。栢間村ハ武州ノ属。後年天野氏ニ賜ヒシ年代ハ

詳ナラズ。

永田与左衛門正邦

天野氏知行ノ内ナリシヲ、寛政五年収
公セラレ、御料トナリ、文化七年父備

戸室村：現在、厚木市の一部。
戸室村は明治22年に愛甲
村・温水村・長谷村・愛名
村・船子村・恩名村が合さ
り南毛利村が発足。南毛利
村は、昭和30年に厚木
町ほかと合併した。

後守正道 等ナリ。檢地ハ天文十二年改アリシ後、文禄三年糺アリ。丹沢御林道北寄ヲ通ズ。幅二間

高札場二

小名 上村 中村 下村 北ノ海戸 久保

小鮎川 東境ヲ流ル幅三間許、河原ヲ合七間程ニ及ベリ。

清水 村ノ中程ニアリ。広四間ニ五間 水田ニ灌漑ス。

子神社 村ノ鎮守トス。石一顆ヲ神体トス。縁起二古ヨ

リ小社アリシヲ慶長十二年地頭興津内記忠能再建シ、

其後子孫度々修造ヲ加ヘシ事ヲ載ス。例祭十一月十五日

日

末社 山王 牛頭天王 稻荷

神楽殿

鐘楼 文化八年鑄造ノ鐘ヲ懸。

别当安楽院 当山修驗。江戸青山鳳閣寺触下。始祖成意、元〇十二年七月

廿七日 卒。本尊不動

御嶽山 村民持、下同。

第六天社

浄雲寺 龍興山ト号ス。曹洞宗。甲州都留郡谷村長生主寺末。古ハ真言

宗ニテ上正院ト号ス。其頃ハ村ノ辰巳ノ方ニアリ。

今二旧地ヲ寺地分ト云。元和九年今ノ地ニ移シテ再建ス。時ニ改宗

シ、且中興開基興津内記忠能元和九年九月十九日死ノ法

号ニ取リテ寺号ヲ改ム。中興開山格室雲道、本年十二世。寛文元

年三月十三日卒。慶安二年寺領十二石四斗余ノ御朱印ヲ賜フ。

本尊釈迦。

白山稻荷秋葉合社

子神社…現子之神社

当山修驗…当山派の修驗。真言宗系。金峰山を拠点とし、三宝院（醍醐寺）を本寺とした。

地藏堂 村民持。

塚 村ノ西ニアリ。主水塚ト云。名義詳ナラズ高七八尺 傍ラニモ小塚

アリ。

大恩寺跡 西方陸田間ニアリ。字大恩寺畑、或ハ石畑ト

モ唱フ。是礎石今ニ数多残レル故ナリ。廢セシ年代ヲ

伝ヘズ。

尼寺原新田

安末天良波 羅志無伝武

江戸ヨリ十五里余。此地ハ一乘尼

寺今恩名村ニアリ。

ノ旧蹟ナリ。開墾ノ後享保十七年寛播磨守正

舗、検地シテ税数ヲ定メ御料所トシ、戸室恩名両村ノ民

持添トス。高百十一石一斗三升五合ノ内四十八石九斗二升戸室村六十二石二斗一升五合恩名村。 広袤ハ記

シカタシ。段別二十六町三段四畝六歩。東恩名村、西飯山村、南温水村、北戸

室村ナリ。此余開墾ノ残地アリ。尼寺原ト云ル秣場ナリ。

段別二十三町。温水飯山両村ノ持ナリ。 是モ御料ニ属シ永銭ヲ

貢ス。

塚 北方ニアリ。スクモ塚ト唱フ高八尺許。

温水村

奴類美 都牟良

江戸ヨリ凡十四里。東西二十二町南北八

町余。東恩名戸室二村及大住郡上岡田村、西本郡愛名村、南長谷船子二村、北林飯山二村。 元禄ノ改当村

ノ傍ニ高坪浅間山ノ二村ヲ載セ、温水村枝郷ト傍記セリ。

今ハ村内ニ併入シテ小名ニ呼ベリ。戸数百四。小田原北

条氏割拠ノ頃ハ、南条右京亮、役帳曰、南条右京亮五十三貫六

此内三十貫六百 文、壬寅検地増分。 伊東九郎三郎伊東九郎三郎二十一貫九百七十三 文中郡赤羽禰藤沢温水共八十三

温水村…現在、厚木市の一部。
温水村は明治22年に愛甲村・戸室村・長谷村・愛名村・船子村・恩名村が合さり南毛利村が発足。南毛利村は、昭和30年に厚木町ほかと合併した。

貫百十六文同。等知行ス。檢地ハ天文十一年北条役帳。及天正十九

年山中左近某、福島右近某、大森源次右衛門某。文祿三年都筑清太夫某、国府助十郎某、味岡三助某承ハル糺セ

リ。今大久保佐渡守忠保、右ハ御料ナリ。享保十三年先世佐渡守常春拜賜ス。渡辺多

宮、三浦甚五郎、木村岩之助、土屋弾正等ノ知ル所ナリ。

大山道村ノ中程ヲ貫ク。幅九尺。又八王子道巡見道トモ云。西南ニ

係レリ。幅二間。

高札場四

小名 本村 高坪村 浅間山村以上二所元祿ノ改ニ当村ノ枝郷トセリ。赤羽

根村北条役帳ニハ別村トス。前ニ注セリ。

恩蘇川 村ノ中程ヲ流ル。幅二間。此水ヲ用水トス。

春日社 神体像。小名本村高坪赤羽根ノ鎮守ナリ。寛永三年

再興ノ棟札ニ神主奥田清正ト載ス。今其子孫村民ニテ当社ノ鍵ヲ預レリ。例祭七月廿八日。短刀

一口ヲ表裏ニ梵字一字宛ヲ彫。貞宗ノ銘アリ。長九寸五分。社宝トス。村持。

石灯籠一基 応永二十四年九月二十九日ト刻ス。

図(六) 灯籠 (別添)

末社 八幡 天神

清宝院 守衛ノ為ニ社地ニ住ス。当山修験。大住郡伊勢原村大

覚院配下。本尊不動。

吾妻権現社 神体円鏡経五寸、面ニ仏像裏ニ寛永十壹甲戌天二月四日ト刻ス。ヲ置。

鐘楼 享保三年鑄造ノ鐘ヲ掛。

神明社

稻荷社

山王社 以上四社共ニ春日社外ノ末社トス。

春日社…現春日神社

吾妻権現社…現吾妻神社

浅間山王合社

小名浅間山村ノ鎮守トス。村持。

浅間山王合社…現浅間神社

興教寺 浅間山ト号ス。曹洞宗。

甲州都留郡谷村長生寺末。 本尊正観音。

開山格室雪道。

本寺十二世、寛文元年三月十三日卒。

菩提寺 松寿山ト号ス。同宗。

小野村龍鳳寺末。

本尊釈迦、又十

一面観音ヲ置。

長二尺七寸、行基作。

開山興山圭隆、

本寺二世、天文二十二年八月十七日卒。

月十七日卒。

源正寺 雲谷山ト号ス。浄土宗、

増上寺末。

本尊弥陀、開山

明誉覚道。

慶長十九年十一月二十日卒。

薬師堂

専念寺 温水山無量院ト号ス。時宗、

藤沢清浄光寺末。

縁起ニ拠

ニ正安中村内ノ池中ヨリ弥陀ノ像ヲ得タリ。或老翁曰、

コレ一乘尼寺、今恩名村ニ在

ノ本尊ニテ、建長四年彼寺丙丁

ニ罹リシ時失フ所ノ像ナリト。依テ池辺ニ草堂ヲ建テ

安置ス。徳治二年遊行ニ祖真教当麻山ニ

高座郡ノ属。

在テ此

像ノ来由ヲ聞。草堂ニ就テ一寺トナシ、山寺号ヲ命ズ。

故ニ真教ヲ

元応元年正月二十日卒。

開山トス。弥陀像ハ今ニ内仏ニ

安ズ。長一尺。慶安二年弥陀堂領十石ノ御朱印ヲ賜フ。

本尊弥陀

中尊長二尺七寸安阿弥作。

ヲ置。

天神社

満願寺 医王山ト号ス、

前寺末。

本尊薬師。

阿弥陀堂 興教寺持。

地藏堂 源正寺持。

丙丁…火災(丙…火の兄、丁…火の弟)

長谷村

波勢 牟良

江戸ヨリ十七里。村内ニ長谷観音堂アル故

村名ニ唱フト云。東西十町余南北六町余。

東船子村、西野村、南愛甲村、

北温水愛名二村。

民戸八十六。北条氏割拠頃ハ、狩野大膳亮知行

ス。役帳曰、狩野大膳亮百九十三貫二百三十文中

郡長谷、此内百廿七貫二百三十文癸卯増分。

今堀田相摸守正

篤、享保ノ頃田沼主殿意次ニ賜ヒ、後御料トナ

長谷川熊之助正

光 先世拝賜ヒシ後、一旦御料トナリ寛政三年旧ニ復セリ。

堀中務、石川造酒之助、

元松平大

和守矩典領地ナリシヲ、文化

大久保筑後守、川勝貞之助、

七年堀石川ノ両氏ニ賜フ。共ニ古ク拝賜スト云。寛永十年山本九兵衛正次、当所ニテ

知行ヲ賜ハリシコト寛永譜ニ載ス。土人其伝ヲ失ヘリ。 等ノ知ル

所ナリ。南北ニ亘リテ巡見道係ル

幅二間

高札場三

小名 ガク一 並木 谷

也登

観音坂 村ノ北ニアリ。登リニ町余。

玉川 西南村境ヲ流ル。幅七間。 用水トス。堤ヲ設ク。

高三間、長百三十間。

堰明神社

村ノ鎮守ニテ用水ノ守護神ト云。相伝フ、天正ノ頃旱魃ノ

時、修験者来リテ我ヲ祀ラバ此地ノ用水ヲ守ラント云。拠テ一社ニ崇シヨリ今ニ其患ナシト云。 神体ハ束帯ノ

像ナリ。長五寸。 山王天王稻荷ヲ合祀ス。例祭六月廿五日。

村持下同。

御嶽社 堰明神社外ノ末社トス

三島社 本地弥陀ヲ置。村民持。

末社 八幡 稻荷

福昌寺 長谷山ト号ス。曹洞宗。下古沢村龍栖寺末。 本尊正観音。

開山陽月大暁、天正十年十一月四日卒。

白山社

長谷村…現在、厚木市の一部。長谷村は明治33年に愛甲村・戸室村・温水村・愛名村・船子村・恩名村が合さり南毛利村が発足。南毛利村は、昭和30年に厚木町ほかと合併した。

堰明神社…現堰神社

長谷観音堂 蓬萊山長谷寺ト号ス。十一面観音長二尺八寸
春日作。
ヲ置。当国三十三観音ノ一。福昌寺。下同。

鐘楼 正徳三年鑄造ノ鐘ヲカク。

閻魔堂 運慶作長三
尺。ノ像ヲ置。

阿弥陀堂 村持。

岡津古久村 乎加都巨
具牟良 江戸ヨリ十六里、民戸三十五。東

西十二町余、南北十町余。東大住郡高森村、西富岡村、
南東富岡村、北本郡小野村。 八王

子及ビ大道二条ヲ通ズ。各幅八
尺。 今地頭高井集人式房、

朝比奈百助知行ナリシガ寛延三年御料ト
ナリ、宝曆中先世但馬守信房ニ賜ヘリ。 川勝権之助古ハ御料元禄
十四年先世権

之助隆尚
ニ賜フ。 若林六郎左衛門御打入後拝
賜スト云。 等ナリ。檢地ハ寛永十

五年改ム。秣場アリ、四町
余。

小名 表村 後村

子安明神社 村ノ鎮守。神石像、例祭八月廿四日。社地

ヲ松露山ト云。天正十九年社領一石ノ御朱印ヲ賜フ。

神楽殿アリ。村民持。

末社 神明 山王 稻荷

神木 楠幹四本二分ル、
囲各九尺許。

神明社 村持。

吉祥寺 法悟山ト号ス。臨濟宗。武州多摩郡山田
村広園寺末。 本尊十一

面観音。開山融巖存祝、長享元年四月
二十五日卒。

天神社 稻荷社

観音堂 吉祥寺持。

岡津古久村…現在、厚木市の

一部。岡津古久村は、明治

22年、七沢村・小野村と

合さり玉川村となり、玉川

村は昭和30年に厚木町ほ

かと合併した。

集…昭和の地誌体系では

「隼」

秣場…まぐさば。

子安明神社…現子安神社

天正：1573-1593年

小野村

平濃
牟良

江戸ヨリ十六里余。家数九十四。東西二十

二町余、南北十八町許。

東長谷愛甲二村、西七沢村及大住郡日向村、南本郡岡津古久村大住郡西富岡村、北当郡上古
沢愛名二村。

按ズルニ、景行天皇廿八年日本武尊当国ニ

入シ時、国造等欺キテ草野ニ誘ヒ、ヤガテ火ヲ著ケ焼討

ントセシ事アリシハ、果シテ此辺ノ事ナランカ。古事記景
行段曰、爾到ニ相武国之時、其国造詐自於此野中有大沼住ニ是沼中一之神甚
道速振神也。於レ是看ニ行其神一入ニ坐其野一。爾其国造火ニ著其野一云々。皆切ニ滅其国造等一。則著レ火烧、故於レ今謂ニ焼津一也。今按ズルニ、日本紀ハ是ヲ駿河国トス。然ルニ古事記焼津トアルヲモテ考フルニ、延喜式神名帳ニ、駿河国益頭郡焼津神社アレバ、モトヨリ駿河国ニテ、全ク当国トセシハ、古事記ノ訛リナランカ。サレド古語拾遺ニモ正シク当国ト記シ、又古事記上文ニ続キテ、走水ノ海ヲ渡ルト
アレバ、此国ト云ンニ便ナキニアラズ。故ニ今ハ記ト拾遺ニ従フ。カクテ走水ノ属。クテ走水三浦郡ニ到リ、其妃橘比売命入水ノ時作ル歌ニ、先ノ郊野ヲ斥テ佐賀牟能遠怒古事記曰、渡ニ走水海一之時、其渡
神興レ浪廻船不レ得ニ進渡一。爾其后弟橘比売命白之、妾易ニ御子而入ニ海中一云々。后歌曰、佐泥佐斯、佐賀牟能遠怒邇毛由流肥能、本那迦邇多知氏、斗比斯岐美波母云々

ト伝ルハ此所ノ事ニシテ、今ノ村名ハ必其遺称ナルベク

覚ユ。文明ノ頃ハ、鎌倉報国寺休暎庵ノ領タリ。報国寺文
書曰、報国寺開山塔休暎庵領当知行相州小野内半在家云々、享徳二十六年九月十日、成氏袖判。按ズルニ二十六年ハ文明九年ナリ。同十

八年道興准后回国ノ時、当所ヲ小野小町出生ノ地ト聞テ

詠歌アリ。回国雜記曰、熊野堂ト云所へ行ケル道ニ、小野トイヘル
里侍リ。小町ガ出生ノ地ニテ侍ルトナン里人ノ語り侍レバ、疑カハシケレド、色エテ、移フト
キク、古ノ言葉ノ露カヲノ、浅茅生。鎌倉根元記ニモ、当所小町ガ旧蹟ナル由ヲ記セリ。曰、小野ト云在所、大山ヨリ一里半
程東ノ方ニアリ、此所小野小町ガ出所トイヘリ。其村ノ後ニ山有松ノ大木アリ。是小町ガ旧蹟ナリトテ小
町松トイヘリト。按ズルニ、小町ハ采女ノ通称ナリ。当時此所ヨリ采女ヲ貢シタルコトアリシヲ、地名ニ
ヨリ小野小町ノ事ニ附会セシニヤ。永禄ノ頃ハ、庄式部少輔、役帳曰、庄式部少輔九貫文、中郡小
野之内、四貫五百文、同所田地。庄新四郎百四十一貫六百十二文
小野、庄新四郎、此内九十六貫六百十
二文癸卯増。等知行ス。天正年間モ、庄左近大夫采邑タリ。村内龍鳳寺
伝ニ見ユ。今御料、寛文ノ頃ハ日下部作十郎知行所ナリト伝フ。及妻木平四郎ガ

小野村…現在、厚木市の一部。

小野村は、明治22年、七

沢村・岡津古久村と合さり

玉川村となり、玉川村は昭

和30年に厚木町ほかと合

併した。

景行天皇…第十二代

著…つける。

訛リ…いつわり、あやまり。

知ル所ナリ。寛文二年先世彦右衛門頼照拜賜ス。 檢地ハ天文十一年、北条役帳。

慶長八年改アリシ後、寛文五年坪井治右衛門良充糺ス。

大山、伊勢原、荻野ノ三道係ル。各幅二間。

高札場

小名 町屋 岩田 竹之内 川野 榎田 堂村 中屋

櫛山

山 村ノ南西北ノ三方ニアリ。大入道山、南方登三町程。 小町

山、北方登三町許。 宝蔵山、西北ニアリ、下同。 近蔵山、御嶽山、大戸

山 以上二山ハ天正十五年庄左近大夫龍鳳寺へ寄附セシ事同所蔵文書ニ見ユ。 等ノ名アリ。

玉川 村ノ中程ヲ流ル。幅八間。 兩岸ニ堤ヲ設ク。高サ一間。 橋

二ヲ架ス。各長八間余。 此水ヲ用水トス。

閑香明神社 加無可美夜宇之牟也志呂 村ノ鎮守ナリ。延喜式ニ載シ小

野神社 当国十三座ノ一。 ニテ、祭神下春命ト云。神体木像、本

地薬師 長一尺七分行基作。 ヲ安シ。阿羅婆娑枳春日ノ二座ヲ相殿

トス。天正十九年社領二石五斗ノ御朱印ヲ賜フ。例祭

八月十二日。

末社 第六天 稻荷 淡島 金毘羅 山王

神楽殿

別当大鏡院 光玉山ト号ス。本山修験、小田原玉瀧坊配下。 本尊

不動。始祖宗山、元禄年中卒。

小町明神社 小町山ニアリ。小野小町ヲ祀ルト云。例祭

正月七月ノ廿二日ナリ。

末社 神明

松樹 山下ニアリ。小町松ト云。回リ三囲許ニテ一葉ナリ。鎌倉根元記ニ載スル

所是ナリ。

閑香明神社…現小野神社

延喜式…平安時代中期に編纂された格式(律令の施行細則)でその中に神名帳ある。

当国十三座…相摸国には十三の神社が神名帳に記載されてゐる。

小町明神社…現小町神社

別当宮野院 小野山ト号ス。 **本山修験**。 小田原玉灌 坊配下。 本尊

不動始祖祐元。 貞享二年十月十八日卒。

神明社 村民持。 下同。

稻荷社三

山王社

道祖神十一

龍鳳寺 祥雲山ト号ス。 曹洞宗 江戸駒込吉祥寺末。 本尊釈迦。 開山

大州安充、 本寺二世永祿十二年五月七日卒。 開基ハ庄左近大夫某 法名祥雲院華

岳宗英居士、卒年ヲ伝ヘズ。境内山中ニ墓アリ。又位牌ニハ夫婦ノ法名ヲ記ス。室ハ瑞丘院茂林妙繁大姉、按ズルニ、下ニ註記スル所蔵ノ文書ニ拠レバ今開山開基ト伝フナリ。小田原北条氏ヨリ

寺領七貫文ヲ寄附シ、天正八年庄左近大夫三貫文ノ地

ヲ寄加セシコト所蔵文書ニ見ユ。 曰、龍鳳寺御寺領之事。前々從ニ公儀一七貫文之

所、被レ為付候如ニ御判一。於ニ拙者一少モ無ニ相違一候、然近年某經衆故、對ニ御寺御物一遠罷過。無ニ是非一候向後之儀、先祖菩提所之事候間、如ニ前々一御寺奉レ守候。雖ニ少分候一、御印判之外、此度改而三貫文。永代奉ニ寄進一候。從ニ公儀一七貫文、自分ニ三貫文、合十貫文之所、自今以後有ニ御手作一、御寺万事御統尤候。為レ其父子以ニ連判一令ニ啓達一候。仍如レ件。庚辰九月十日、龍鳳寺参庄左近大夫華押、同弥 又十五年寺辺ノ山及御嶽大戸ノ二山ヲ、同

人寄附セシコト是モ文書ニ見エタリ。曰、進置山之仕置之姓小作等。右山へ入妄竹木草剪取事堅令ニ停止一候間、道具可レ被為ニ相押一候。若背ニ此旨一者有レ之付而者、早々拙者父子へ可レ被ニ仰越一候。依ニ罪科輕重一何分ニモ可ニ申付一。他所之者不レ及レ申堅可レ被レ為レ改候。此度任ニ尊意一。猶付進置山之事、小作七郎右衛門抱之内三嶽山、此外於ニ大戸萱山一已上ニケ所、改指添進覽、向後堅御仕置、御寺御用可レ被レ辨、為ニ後年一父子以ニ判形一申定者ナリ。仍如レ件、天正十五丁亥六月五日、龍鳳寺 十九年寺領七石ノ御朱印ヲ賜フ。

神明春日白山合社

石仏 観音弥陀薬師ノ三軀。覆屋ヲ設ク。

鐘楼跡 鐘ハ安永七年焼失シテ再建ニ及バズ。

本山修験…本山派の修験。天台宗系。熊野三山を拠点とし、聖護院を本寺とした。

永祿：1568-1570年

聞修寺 龍潭山ト号ス。臨濟宗、武蔵国多摩郡山田村広園寺末。 **明德**二年

起立ス、鐘銘ニ彫セリ。 本尊観音。開山通方明道、応永元年五月八日卒。

按ズルニ、高僧伝ニ紀州興国寺ノ住持思賢当寺ヲ創セ

シ事見ユ、曰、釈思賢、号ニ無住一、世姓藤氏、華山院右亟相家忠之裔也。募ニ法灯国師之禪一、捨ニ錦綺一。随ニ毳衣一久之、有二所悟一。住ニ記興国洛西妙光一。道 思賢ハ足利尊氏尊

茶ノ仏事ヲ勤メシ人ナリ、長寿寺殿奠茶仏事曰、云々賢滅後、門人樹ニ塔鷲峰一。曰ニ普濟一。

然レバ明道実ハ中興開山ナルベシ。慶安二年寺領十石

ノ御朱印ヲ賜フ。往古ハ三十四ノ子院アリシトテ今其

院号ノミヲ伝フ。

鐘楼 延宝六年ノ鐘ヲ掛。

天神社 辨天社

地藏院 立花山ト号ス、前寺末。 本尊地藏。開山久室、慶長十五年

年十月卒。

大伸院 尾崎山ト号ス、同末。 本尊地藏。開山南窓、天和三年

五月五日卒。

十王堂 龍鳳寺持。

東林寺蹟 南方ニアリ。字ヲ東林寺谷ト唱フ。真言宗ニ

テ光玉山ト号セリト云。按ズルニ、閑香明神ノ别当寺ニ光玉山ノ号アリ、イカナル因ミア

リシニヤ。

旧家三左衛門 小瀬村ヲ氏トス。古ノ地頭庄左近太夫ノ

裔ナリ。左近大夫ノ子三左衛門ハ按ズルニ、龍鳳寺文書ニ

四郎ト称ス。然レバ其次子ナルカ。 寛永十五年正月没ス。其子三左衛門ニ

至リ、氏ヲ改メ今七代ニ及ト云。先祖ヨリ持伝ヘシ槍

一筋ヲ蔵ス。

明德：1390-1394年

槍…やり。

愛名村 安比奈 牟良

按ズルニ和名鈔当郡ノ郷名ニ英那アリ。

其唱ハ註セザレド、安伊奈ト唱ヘシナルベシ。然レバ当村ハ其遺名ナリ。郡ノ惣説ニ詳載ス。江戸ヨリ十五里余、東西三町

余、南北十八町、東温水村、西小野村、南長谷村、北下古沢村又恩蘇川ヲ隔テ飯山村。戸数三十

五、外長吏八戸。此地古ハ鶴岡相承院ノ所領ナリ。一旦世田谷

局買得セシヲ、上杉修理大夫定正計ラヒテ、院領ニ復セ

シメシ事、彼院所蔵ノ文書ニ見エタリ。曰、愛名村、世田谷局買得候処承候間、

加意見、令帰付候。於下地御直務尤候。恐々謹言、十二月廿二日、相承院進之候。定正花押。北条氏割拠ノ頃ハ、

清水弥左衛門知行ス、役帳曰、四十六貫百二十五文、中郡愛名、清水弥左衛門、此内三十九貫百二十五

文癸卯増。今跡部宗左衛門正賢、古ヨリ知行ス。佐野肥前守義行、

大久保鎌之亟教之、古へ青山主馬忠義知行、安永元年収公セラレテ、御料トナリ、四年教文ノ家ニ賜レリ。

等ガ知ル所。検地ハ天文十二年改アリ、北条役帳。良方ヨリ

坤方ニ亘リテ大山道ヲ通ズ、幅九尺。

高札場三

小名 大下 於保 志毛 内堀 北替戸 ヨシ久保 萩原谷 桶

瓦谷 小高松 シンカ久保 八カシ台 後谷 ヒエ久

保 トウヤ塚 ミネタヒ

山 乾巽ノ二方ニアリ。**乾**ノ高山ヲ高松山ト唱フ、

登五町 許。

恩蘇川 東北ノ堺ヲ流ル、幅二間。

神明社 妙昌寺持。下同。

山王社

稻荷社二

道祖神社二 村持。

愛名村…現在、厚木市の一部。愛名村は明治22年に愛甲村・温水村・長谷村・恩名村・船子村・戸室村が合さり南毛利村が発足。南毛利村は、昭和30年に厚木町ほかと合併した。

乾…いぬい。北西。

妙昌寺 長愛山ト号ス。法華宗甲州身延山久遠寺末。本尊三宝祖師。

開山日朝、行覚院ト号ス、明応九年六月廿五日卒。慶安二年寺領十一石六斗ノ

御朱印ヲ賜フ。

諏訪社 村ノ鎮守トス。古ハ高松山ニアリ。故ニ高松

明神ト唱ヘシカ。爰ニ遷セシ後、今ノ神号ヲ称ス、

社前ニ掛ル、正徳二年灯籠ニ、高松明神ト彫タリ。例祭七月廿七日。

七面堂 三十番神堂

跡部氏屋敷蹟 村ノ北ニアリ。今陸田広三段許。トナリタレ

ド、土手ノ形残レリ。土人ノ伝ニ地頭跡部宗左衛門ハ、

土屋孫右衛門今ニ子孫村民ニアリ。ト共ニ、当村ニ土着セシガ、御

討入りノ後、宗左衛門ハ、召出サレ当所ヲ賜ヒ、則此

所ニ住セシト云。跡部家譜ニ、茂右衛門正次、天正十

年甲州御入国ノ時、東照大権現ヲ拝シ奉ル。慶長五年

関ヶ原陣ノ時供奉。同十七年病死。年三十九。法名休

円ト載ス。土人ノ宗左衛門ト伝フルハ、此正次ノ事ナ

ルベシ。但當村ニ土着シ、関東御入国後召出サレシト

云ハ誤リナラン。

上古沢村

加美布留左波牟良 上下二分村セシモ古キ事ナリ。北条役帳

ニ下古沢トアレバ、当時既ニ上下ヲ分チシ事知ベシ。江戸ヨリ十六里半。広十八町余、

表十六町余、東下古沢愛名二村、西煤ヶ谷七沢二村、南小野村、北飯山村。戸数八十。小田

原北条氏ノ頃ハ、永島藤六知行シ宅地モアリ、役帳曰、五十貫七百八

十八文、三浦秋屋、永島藤六、内十貫七百八十八文中郡古沢ニ伏屋舗分共。今地頭小笠原栄次郎、

元和中拝賜スト云。検地ハ元禄四年地頭ノ改ナリ。飛地飯山村ニア

諏訪社…現諏訪神社。

正徳：1711-1716年

上古沢村…現在厚木市の一部。

上古沢村は、明治22年に飯山村・上古沢村・下古沢村とあわさり小鮎村が発足。小鮎村は昭和30年に厚木町ほかと合併した。

広…東西の長さ
表…ボウ。南北の長さ

リ、一段九畝。

高札場

小名 矢崎谷 一道谷 野竹沢谷 堀ノ内 細田谷 南

沢谷

山 天狗山、南山、新三谷山、野竹沢山、寒山、以上西方ニアリ。

蔵山、谷山、共に東方ニアリ。丸山南方ニアリ。等ノ名アリ、各登五六町。

坂三 巡礼坂西方大住郡日向村ヘノ道ナリ。登四町許。小谷坂東方ニ在登一町許。貉坂、

西北ニアリ等名ヅク。
登八町許。

秣場三 一ハ東方下古沢村界ニアリ、同村ト入会ナリ、下同ジ。一ハ西

方七沢村堺ニアリ。一ハ西北飯山村堺ニアリ、飯山煤ヶ谷当村

入会ナリ。

恩蘇川 村西字大沢ノ山間ヨリ湧出シ、東北ニ至リ、村

内ノ清水ニ流、相会シテ河名ヲ得。飯山村ノ堺ヲ流ル、

幅二間。

諏訪社 上下ノ両社アリ。共ニ村ノ鎮守トス。例祭七月

廿七日。村持。下同。

蔵王権現社

聖天社

宝増寺 浄土山ト号ス。曹洞宗、大住郡上粕屋村洞昌院末。本尊 釈迦。

慶安二年寺領七石ノ御朱印ヲ賜フ。開山学峰、慶長十三年六月

廿六日中興随宣、延宝八年五月九日卒。

山王社

観音堂 宝増寺持。

諏訪社…現**諏訪神社**。上諏訪神社にあたり、社殿に向つて左に矢崎集落にあつた下諏訪神社、右側には市道(いちどう)集落にあつた権現社がある

下古沢村 志毛布留 左波牟良 江戸ヨリ十五里許。東西九町、南北

十六町、東飯山村、西北上古沢村、南愛名村。戸数五十一、外二長吏三十 四非人一。大永

ノ頃ハ、板倉新次郎、村内龍栖寺 伝ニ見ユ。永禄ノ頃ハ板倉修理亮

役帳曰、板倉修理亮十五貫文、中郡煤ヶ谷領家分下古沢共大普請時半

役、六十三貫三百八十文同所癸卯檢地増分。此役重而惣檢地上、改可

被仰付 知行ス。今ノ地頭ハ増田寿針ナリ、寛文ノ頃ハ大久保勘九郎忠重知

行ス、子孫平兵衛ノ時、寛永七年寿針ノ先世ニ賜フ。檢地ハ天文十二年改北条ノ後、寛

文六年設樂喜兵衛糺ス。飛地飯山村ニアリ、七 高札場

小名 宮田谷 梨平 第六天 松葉谷 鶴舞 上開戸

久保

坂 西北ノ方上古沢村塚ニアリ、登一町 許。

秣場 上古沢村塚ニアリ、両村入会ナリ。

恩蘇川 東塚ヲ流ル、幅二 間。用水トス。

三島社 石一顆ヲ神体トス。村ノ鎮守ナリ。天正十九年

社領一石五斗ノ御朱印ヲ賜フ。例祭八月朔日。村持。

松樹一株 圍一 丈。ヲ神木トス。

末社 稻荷 天神

鐘楼 鐘ハ寛政八年再鑄ス。

神明社 村持。

龍栖寺 古沢山ト号ス。曹洞宗、上荻野村、 松石寺末。開基板倉新次

郎某、法諡龍栖院桐岳秋悟、大永元年九月廿八日死、墳 墓ハ子孫村民次郎兵衛ノ宅地ニアリ。高三尺。開山洞

庵、弘治三年四月 十六日卒。慶安二年寺領十石ノ御朱印ヲ賜フ。本

尊釈迦。

衆寮

下古沢村…現在、厚木市の一部。下古沢村は、明治22年に飯山村・上古沢村・下古沢村とあわさり小鮎村が発足。小鮎村は昭和30年に厚木町ほかと合併した。

三島社…現三島神社

本照寺 常栄山ト号ス。法華宗、甲州身延山久遠寺末。文明十四年日

朝 本寺十一世、明応九年六月廿五日卒。

建。中興開基大久保勘九郎忠重、

寛文八年六月廿九日死、法名蓮池院久勘日清、元ノ地頭ナリ。境内ニ墳墓アリ。慶安二年寺領八石ノ

御朱印ヲ賜フ。本尊三宝祖師ヲ安ズ。永禄九年ノ鰐口

アリ、銘ニ相州古沢本照寺常住鰐口。永禄九丙寅年卯月日、小合大工清水ト彫ス。小合ハ下荻野村ノ小名ナリ。七

面社 社傍ニ鐘楼アリ、鐘ニ当社ニ納メシ由ヲ鐫ス。年代ヲ知ラズ。 稻荷社 三十番社

観音堂 龍栖寺持。

板倉新次郎基屋敷蹟 村北ニアリ。今陸田トナレリ。

關九百坪 其近キ辺リニ御新造、或ハ的場ナド唱フル字アリ。

又此辺ノ古塚ヲ、近キ頃白田ニ開キシ時、武器ナド掘

出セリト云。新次郎ハ大永年間ノ地頭ナリ。按ズルニ、

北条役帳ニ載セシ板倉修理亮ノ父ナルベシ。

長吏太郎右衛門 江戸弾左衛門ノ配下ニテ、小頭役ヲ勤

メ、近辺及大住三浦二郡、武州久良岐郡等ノ屠者を差

配ス。中原御代官中川勘助安孫ヨリ、当所ノ御代官深

津八九郎ニ贈リシ書簡ニ扱バ、古ハ当国一円ニ彼ガ指

揮ニ属セシト見ユ、所蔵文書曰、急度申入候、仍鎌倉之内ニ此中御役仕不レ申候皮作御座候由。此太郎右

衛門申候、其元太郎右衛門次第二能々可レ被ニ仰付一候。此太郎右衛門相摸中ノ皮作オヤカタニテ候間、相摸中之事ハ此者申付候間、此者之口次第ニ能々可レ被ニ仰付一候。為レ其我等一書申入候。恐々謹言。十二月六日、深八九郎殿御手代衆エ。中原ヨリ。中勘介花押。

且度々職業ノ公役ヲ奉ハレリ。文禄元年正月竹内助兵

衛某ヨリ、牛馬ノ革皮ヲ調進スベキ由ヲ命ズ。二貫二百文、馬皮

十三枚、但一枚ニ付□□三文宛 貫七百元、牛皮九枚但一枚ニ付百七十文宛、百十三文馬皮一枚、但小形一枚ニ付百十三文宛、是ハ入用之時□□□□□遣申候。仍如レ件。天正二十年辰正月十二日。皮作太郎左衛門、太郎右衛門、助兵衛印。 某年三月

御武者揃ニヨリ、鑄革若干ヲ調進スベキ由。忠内又兵

衛、奈良八郎左衛門ヨリ命ヲ伝フ、以上、今度御武者揃之御用ニ付テ、サヒカハ

四百八十フリ入申候。四月二日ヲ切テ、御分國中不レ嫌ニ權門一之。急度可ニ持參候。代物之儀者ウリカヒノナミニ可被下候。若日限相延候ハ、可レ為ニ曲事一者也。以上申三月廿日、在々々々所々皮作衆、忠内又兵衛花押、奈良八郎左花押。慶長九年正月

月絆綱ヲ御廐ニ納ムベキ由、木村九郎右衛門高綱ヨリ

下知ス。以上、相摸中コヨリ皮作共、此以前ノゴトク、太郎右衛門何茂ハツナカケ内御馬屋へ上可レ申者也。早々申付ベク候。以上慶長九辰正月廿八日。太郎右衛門方へ、木九郎右高綱花押。又絆綱調進ノ事ニヨリ、

高綱ヨリ時ノ梟令深津八九郎ニ書ヲ贈レリ、能申入候。其以来者

久々不レ懸ニ御目一候。然者貴様御代官所之皮作共、前々ヨリ御馬之ハツナ彼太郎右衛門方へ相渡候処、当年者相渡不レ申候。御六箇數御座候共、被ニ仰付可レ被レ下候何モ彼太郎右衛門アツメ候ヲ、御馬屋ニ上申候間□□□□□□以レ面可ニ申上一候以上。八月七日、深津八九様人々御中。木村九郎右衛門高綱花押。十年二月其肝煎ニ定ム、木村九郎右衛門尉様御状有レ之ニ付而、如ニ前々一其方肝煎ニ相定申候。此所助左衛門四郎右衛門猶其心得奉レ存候。此上其方ナカマ相違有間敷所申定候者也。彈左衛門節々折紙被越候間如此候也。仍如レ件。慶長十年乙巳二月廿一日、古沢之内皮作太郎右衛門殿、高梨伊賀守花押。按ズルニ厚木村最勝寺慶長七年ノ阿弥陀再興記ニ、当所代々旦那高梨伊賀守トアリ。此辺ノ小代官ナド勤メシ者ナルベシ。東照宮中原御殿へ渡御ノ頃、灯心及金剛草履ヲ御殿へ上納スベ

キ由、御代官中川勘助安孫、坪井次右衛門良充、興津

甚左衛門良信等連署シテ下知ス、以上、急度申上候。上様

スミ、フトヲノコンコウ再々申付、御事カケラレヌ様ニ、中原へ届可レ申候以上。古沢太郎衛門、興甚左、有善三、坪次右、大沼兵、中勘介、又某年九月中原ニ至リ、御要務ノ事ヲ奉ルベ各花押。

キ由。彼地ノ梟令ヨリ、当村及飯山村ノ里正等ニ下知

ス。急度申越候。仍テ其地ノ皮作可ニ申付一ヤウ□□候間、有次第明日早天ニ中原へ越可レ被レ下候為レ其申入候以上。九月十五日。飯山名主百姓中。古沢名主百姓中。万年七左衛門、坪井次右衛門、成瀬五左衛門、興津甚左衛門、米藏助右衛門。元和

七年五月矢部掃部定清ノ下知ヲ受、伊州納輪ノ鹿皮ヲ

製造シテ進調ス。伊豆之國ヨリ納鹿之毛皮、白皮ニ可レ仕由彈

候間請取者也。元和七年辛酉五月五日西郡皮作太郎左衛門、中郡皮作太郎右衛門、矢部掃部定清花押。又某年二月

同人ヨリ、鹿皮ヲ白皮ニ製造スベキノ下知アリ、鹿之毛皮

百枚、御伝馬ニテ其地越候間、白皮ニ仕急度上可申者也。仍如レ件。辰二月六日、中郡皮作太郎左衛門、小田原太郎右衛門、矢部掃

部定清 某年二月弾左衛門ヨリ、御馬ノ絆綱早ク調進ス
花押。

ベキノ沙汰アリ、以上、急度申入候。然者此十五日ニ上様御
着被レ成候間、御馬ハツナ早々アツメラレ候

由。持可レ参候。為レ其急度申入候。若又遅ク候ハ、此ヨリ以レ使可
レ申候。其分□心得可レ被レ申候恐々。二月八日、矢野弾左正□花

押。裏書ニ、從ニ江戸一太郎左衛門許へ。矢野弾左衛門トアリ。コノ後猶公役ヲ奉ハル事数

度、其時々県令及ビ弾左衛門ヨリノ書翰、数通ヲ蔵セ

リ。今住セル地、三段四畝
十五歩。及田地二段七畝十六歩、飯
山村飛地ノ方ニ在。ハ

除地ニテ、寛文中繩除トナルト云。

林村 波也志
牟良 江戸ヨリ十五里。林郷ト唱フ。古松林多カ

リシ地ナレバ、村名トス。家数八十三。東西九町半、南

北十町半、東小鮎川ヲ隔妻田村、西飯山村、
南戸室村、北小鮎川ニ限及川村。小田原北条氏ノ頃

ハ、内藤兵部少輔知行ス、役帳曰、百貫五百文、中郡林之郷、
内藤兵部少輔、此内五十貫五百文、

壬寅檢地増分。大普請之時半役
寄進普請庭口迄請取可致之。今大久保佐渡守忠保、及柳沢

佐渡守、久留十左衛門、久松大和守、等ノ知ル所ナリ、

元禄ノ頃ハ闔村牧野備後守成貞ノ領分ナリ。其子
備前守成春ノ時、宝永二年四人ノ先世ニ裂賜フ。檢地ハ天文十一

年 北条後
帳。改ノ後、元禄十二年牧野備前守成春糺ス。荻野

道南北ニ貫ク、幅二
間。

高札場

小名 三谷村 北村 台村 下横町 細谷 林 西北ノ

方ニアリ、段別五
段。

坂三 二ハ大坂 登一町余、
下同ジ。小坂ト呼ブ、村南ニアリ、一ハ

大泉坂ト唱へ、村北ニアリ。

小鮎川 東北ヲ流ル、幅十四
間余 土橋ヲ架ス。長十間
許。 田間ニ

延テ用水トセリ。

林村…現在、厚木市の一部。昭和21年、三田村・棚沢村・下川入村・妻田村・及川村・林村が合併、睦合村になった。昭和30年、厚木町ほかと合併した。

清水二 西南ノ二方ニアリ。是モ用水トセリ。

鹿島三島住吉合社 村ノ鎮守トス。例祭九月廿九日。社

地ヲ東林山ト号ス。松杉繁茂シ老楠樹一株ヲ神木トス。

圍一丈 八尺。景行天皇ノ二十五年武内宿禰ノ勸請ナリト云。

延享中記セシモノニ、景行帝二十五年秋七月武内宿禰、北陸東方諸
国ノ地形ヲ定ル時、相摸国ハ東ノ堺タルニヨリテ、東夷守護ノタ
メ、相東林山ニ此神ヲ祭ル。天正三年ノ棟札アリシガ、失
世々愛甲神社ト号ス云々。

ヒテ今其写ヲ蔵ス、合奉再造三所大明神社、天正三年乙亥三月
十一日ト記シ背ニ大工鍛冶等ノ名ヲノス。

又同年古神殿ノ柱ニ書付アリシト云写シアリ、曰、檀那
相州住、

森庄林之郷、井上之苗裔長野市丞在原 社領一石五斗ハ同十九
業秀敬白云々、天正三年二月吉日。

年御寄附アリ。

末社 稻荷 疱瘡神

神職水島齊宮 吉田家ノ配下ナリ。

稻荷社 王子稻荷ト郷ス、弘安四年ノ勸請ト云。弘安四年
三月ノ棟

札アレド、後人
ノ贋作ト見ユ。 福伝寺持。下同。

天神社

王子権現社 社地ニ弘安古碑ト称スルモノアリ、弘安四年
辛巳三月

日、相摸守平時頼ト刻ス。今年ハ時頼卒後
十八年ニ当レリ。是モ後人ノ贋造ナリ。

末社 熊野

天神社 村持。下同。

石神社

庚申社 神体円鏡ヲ置。背ニ寛永九年願主大
工等ノ名ヲ彫ス。

福殿寺 堅固山ト号ス。曹洞宗、甲斐国都留郡谷
村長生寺末。 本尊釈迦。

開山白鳳宗淑本寺十一世寛永十四
年二月廿四日卒。 寺領十九石二斗ノ御朱

印慶安二年賜ヘリ。

山王社

鹿島三島住吉合社…現林神社

吉田家…吉田神道を唱へた吉
田家か？

地藏堂 大地蔵ヲ置。今光山西蓮寺ノ号アリ。福伝寺持。

(新編相模国風土記稿卷の五十五 末)

この文は、新編相模国風土記稿 第3輯 鳥跡蟹行社(明7-21)の国立国会図書館デジタルコレクションで公開してゐるものを転記してゐる。転記に当り、次の変更を加へてゐる。

参照元 URL <http://dl.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/763969> コマ番号自 295 至 322

- 一、漢字字体は当用漢字字体を用いた。「辨・辯・弁」「嶽・岳」等は別字とした。
- 二、異体字は、ワープロソフトで表示出来ない場合は、通常使はれてゐる文字を使用した。
- 三、不詳な文字は大日本地誌体系(雄山閣昭和七年)を参照した。底本で口と表現してゐる部分は、そのまま口とした。
- 四、漢文の返り点は、文字間に打たれてゐるが、一文字扱ひとした。(ワープロソフトの都合)
- 五、文の区切りを表す「。」は適宜、句点「、」に置換へた。
- 六、漢字と仮名は、本文の仮名は10ポイント、漢字は13ポイントを使用した。それでも漢字の「ニ」とかなの「ニ」の識別に難あり。割注の漢字・仮名は同ポイントとした。(MS明朝を使用)
- 七、赤字部分について脚注を附した。これには、個人の见解が含まれてゐる。リンクは、閲覧時のもの。その後内容変更や頁の削除があるかもしれない。リンク先はマウスを置いて表示されるアドレスを参照ください。
- 八、図は、底本では本文中に挿入されてゐるが、掲載の都合上別添とした。
- 九、他 作成日 平成二十八年八月三十一日